

飯綱町創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における創業を促進し、産業の活性化を図ることを目的として、町内で創業する者に対し、予算の範囲内において飯綱町創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から2年未満の者

(2) 市区町村税等の滞納をしていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係するものでないこと。

(4) 許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受けていること（当該許認可を受けることが確実に認められる場合を含む。）。

(5) 町内で2年以上継続して「補助対象事業」を営業することが見込まれること。

(6) 申請書に添付する事業計画書について、飯綱町商工会の指導を受け作成していること。

(7) 飯綱町商工会に加入すること。

(8) 過去に同一物件で、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 主たる業種が別表に定める業種に分類される事業

(2) 仮設又は臨時の事業所その他その設置が恒常的でない事業所で行う事業

(3) 関係法令に違反するもの

- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他町長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、町長の定める期間内に発生し、その履行が確認され、その支出が完了した創業に係る経費のうち、次に定めるものとする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 設備費
- (3) 備品費
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広報費
- (6) その他町長が特に必要と認める経費

2 他の制度による補助金等の対象となっている経費がある場合には、この補助金の対象経費から、当該他の補助金等相当額を除いた上で、この補助金の額を算出する。ただし、当該他の補助金等において、併用を不可としている場合を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯綱町創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(参考様式に準じる。)
- (2) 補助対象経費の算出基礎となる見積書等経費の内容がわかる書類の写し
- (3) 市区町村税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 申請者が個人である場合には住民票の写し
- (5) 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し(個人事業者で既に開業している場合)
- (6) 定款及び登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合)
- (7) 許認可証の写し(必要業種の場合であって、既に許認可を取得している場合)
- (8) 飯綱町商工会経営指導員の確認書
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる

ときは、補助金の交付を決定し、飯綱町創業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ飯綱町創業支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業を中止しようとするとき。
- （2） 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- （3） 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、飯綱町創業支援補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通ずるものとする。

3 計画の変更により事業実施金額が変更となった場合は、当初決定額を上限として補助金を交付する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、飯綱町創業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費にかかる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払済みを確認できる書類（通帳等）等の写し
- （2） 事業実施写真又は成果物等
- （3） 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（個人事業者）
- （4） 定款及び登記事項証明書の写し（法人）
- （5） 許認可証の写し（必要業種）
- （6） その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号から5号については、第7条に基づく申請において提出する場合は不要とする。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき

は、交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町創業支援補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、飯綱町創業支援補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （4） 補助事業の完了後2年未満で事業を中止又は廃止若しくは町外へ移転したとき。
- （5） その他町長が必要であると認めるとき。

（事業状況報告）

第14条 補助事業者は、事業が完了した年度の翌年度から2年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、飯綱町創業支援補助金事業状況報告書（様式8号）により町長に報告しなければならない。

（財産の管理）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、当該補助事業完了後も、台帳を備え、その保存状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、町長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

- （1） 不動産又はその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具等

(3) その他補助目的を達成するため特に必要があると認め、町長が指示する財産

2 町長は、補助事業者が前項の規定による町長の承認を受け、取得財産等を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の交付対象としない業種	
1	大分類A－農業、林業
2	大分類B－漁業
3	大分類J－金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に属するものを除く。）
4	小分類831－病院、小分類832－一般診療所、小分類833－歯科診療所
5	中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業
6	中分類93－政治・経済・文化団体
7	中分類94－宗教
8	次に掲げるサービス業等
	（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業。
	（2）小分類803－競輪・競馬等の競走場、競技団
	（3）細分類7291－興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
	（4）細分類7999－他に分類されないその他生活関連サービス業に属する易断所、観相業、相場案内業
	（5）細分類8094－芸ぎ業及び芸ぎあつ旋業
	（6）細分類8096－娯楽に附帯するサービス業に属する場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
	（7）細分類9299－他に分類されないその他の事業サービス業に属する集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）

備考 産業の分類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。